

令和6年度「空の移動革命」実現に向けたビジネス創出推進事業業務委託 業務仕様書

1 目的

現在国内では、2025年の大阪・関西万博における国内初の空飛ぶクルマ商用飛行をめざし、官民一体となり取組が加速化している。

同時に、安全・安心な運航に必要な不可欠な専用離着陸場に関する方針を定めたバーティポート整備指針をはじめとした関連諸制度が令和5年度中に一定整備され、より一層運航開始に向けた取組が加速するものと期待されている。

三重県では、以前より空飛ぶクルマを活用したビジネスの創出を通じて地域課題の解決を図り、地方の豊かさを活かした持続可能な地域をめざして取組を進めており、令和5年度の「事業環境整備調査」においては、空飛ぶクルマの旅客サービスの初期、拡大期、成熟期の各フェーズにおける想定ルート・運航規模等を検討した。

このような状況のもと、本業務では、令和5年度に検討した内容をもとに、県内で空飛ぶクルマを活用したビジネスへの参画をめざす県内外の事業者や地元関係者等が、具体的な事業化に向けた課題抽出と解決のための調整・検討を行う「みえ空モビリティ地域実装研究会」（以下、研究会とする）を設置し、県内での商用運航に向けた議論を加速させることを目的とする。

「みえ空モビリティ地域実装研究会」について

① 設立趣旨

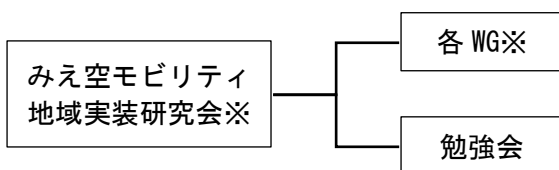
県内で空飛ぶクルマを活用したビジネスへの参画をめざす県内外の事業者や地元関係者等が、具体的な事業化に向けた課題抽出と解決のための調整・検討を行う場として設立するもの。

② 事務局

研究会の設立・運営にかかる事務は、三重県産業イノベーション推進課が行う

③ 研究会の構成イメージ

会議名	意義	参加者
研究会	三重県での運航について、それぞれの立場から課題抽出と解決のための議論を行う場	一般会員、アドバイザー
WG	テーマ・ルート等別に、より限定したメンバーによる具体的な議論を進める場	一般会員のうち、任意の団体、アドバイザー
勉強会	参加者の認識合わせを目的とした業界動向等共有の場	講師：アドバイザー・一般会員に依頼 参加者：広く一般から募る



※秘密保持契約を相互に結び、原則非公開で実施。

④ 想定参画機関

<一般会員>

上記①の趣旨に賛同した以下の事業者等に参画依頼し、承諾を得た事業者等が参画するものとする。

- ・ 空飛ぶクルマの運航、離着陸場整備・運営、管制に関する事業者
- ・ 令和5年度事業環境整備調査の「運航フェーズ別飛行ルート・バーティポート候補エリア」(資料1)に記載されている活用初期における関係事業者及びそれらが立地する志摩市、多気町の関係者
- ・ その他、必要と認められる機関

※参画事業者等は、県と十分に協議したうえで選定すること。

<アドバイザー>

研究会を進めていく上での方向性や、各WGでの議論に対し助言を得る目的で、学識経験者や業界動向に知見のある民間事業者から、アドバイザーを1名招聘する。

ただし、アドバイザーは三重県が別途選任するものとし、アドバイザーにかかる経費は受託事業者には求めない。

2 業務内容

令和6年度「空の移動革命」実現に向けたビジネス創出推進事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年3月21日(金)

4 業務概要

(1) 業務内容

ア 研究会の設立

- ・ 一般会員への本研究会趣旨説明、参画依頼を行い、研究会の組織を構築する。一般会員は、上限30者程度を目安とする。
- ・ 募集する一般会員は、法人もしくは行政機関、経済団体とし、所在地は問わない。
- ・ 一般会員には、県ホームページへの公開可否を確認し、可の会員は委託者より県ホームページに公開する。

イ 研究会の事務局運営

a 参画機関との調整、各会合の開催、資料作成

- ・ 各会における議題の設定、会議資料作成、参加者への連絡、開催案内等を行うこと。
- ・ 研究会については、基本的にリアルとオンラインのハイブリッド開催とし、WG、勉強会はオンラインにより開催すること。
- ・ 一般会員は、参画申込の際に秘密保持に関する承諾書を提出し、研究会、WGは原則非公開で実施するものとする。ただし、参画者の総意により公開可能となった事項については、その限りではない。
- ・ 上記ただし書きに基づき公開を行う場合は、受託事業者が参画者と公開可能範囲を調整のうえ公開用資料を作成し、委託者に提供すること。
- ・ 研究会・WG・勉強会の開催時期、頻度は三重県と受託事業者の協議により決定するものとするが、研究会を年4回程度、勉強会を年2回程度の開催を目安と

- し、WG は2グループ以上立ち上げ、研究会の進捗状況に応じて開催すること。
 - ・ WG で議論する内容については、事業環境整備調査における有望ルートやその他調査結果をもとに検討することとする。
 - ・ 研究会や WG での議論を行う際、関係者への意見聴取等のため、一時的に参画者以外の者をオブザーバー参加させることができる。この場合、オブザーバー参加者とも秘密保持に関する承諾書を提出させること。
- b 各会議での意見集約、整理、フィードバック**
- ・ 各会議のファシリテートを行い、会議開催後には、議事概要を作成し、研究会・WG 参画者及び委託者にフィードバックする。
 - ・ 議題ごとに議論の到達目標を設定し、議論の進捗管理を行うこと。
 - ・ 各会議の運営については、委託者と適宜役割分担のうえ実施すること。
 - ・ 各会議においては、ロードマップの改訂や商用運航開始に向けた具体的な議論となるよう、工夫すること。
- c 三重県版ロードマップの改訂**
- ・ 2020年3月に策定した三重県版ロードマップ（資料2）を参考に、現状の国内外制度設計や業界動向、各会議での議論の内容等を踏まえ、改訂を行うこと。
 - ・ 策定期間は2025年3月、策定主体は三重県（みえ空モビリティ地域実装研究会）とする。
 - ・ 2020年代については、可能な限り細分化した形でマイルストーンを設定すること。
 - ・ マイルストーンは、県が主体のものと県以外が主体のものを区別して設定すること。
 - ・ なお、令和7・8年度 of 取組内容については、活動方針を別途詳細化の上、整理することとする。

（参考：会議運営における受託事業者の役割）

項目	
準備	議題の設定
	会議資料作成
	会議会場の手配
	参加者への連絡・出欠確認
開催	議論のファシリテート
開催後	議事概要の作成
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理）

※会議の開催時期及び会議会場の選定については、事前に三重県と協議を行う。

ウ 取組の情報発信

- ・ ア・イで議論した内容について整理し、令和7年3月下旬頃に開催する勉強会において、ロードマップ改定案や、取組に関して公開可能な範囲に限定して発表を行う。

エ 業務完了報告書の作成

- ・ ア・イの検討結果を秘密保持契約に配慮しつつ、業務完了報告書として作成し、納入すること。納入は履行期限までに以下の方法で行うこととする。

【納入品】

- ・ 電子データ：1部（Word、Excel 等で作成し、「データを格納した CD-R 等を郵送」または、「電子メールにデータを添付」、「その他ファイル共有ソフトの活用」のいずれかの方法で納品すること。ただし、納品にあたっては、情報漏洩の危険性に

鑑み、セキュリティに十分配慮すること。

- ・ 提出期限は、履行期限である令和7年3月21日（金）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

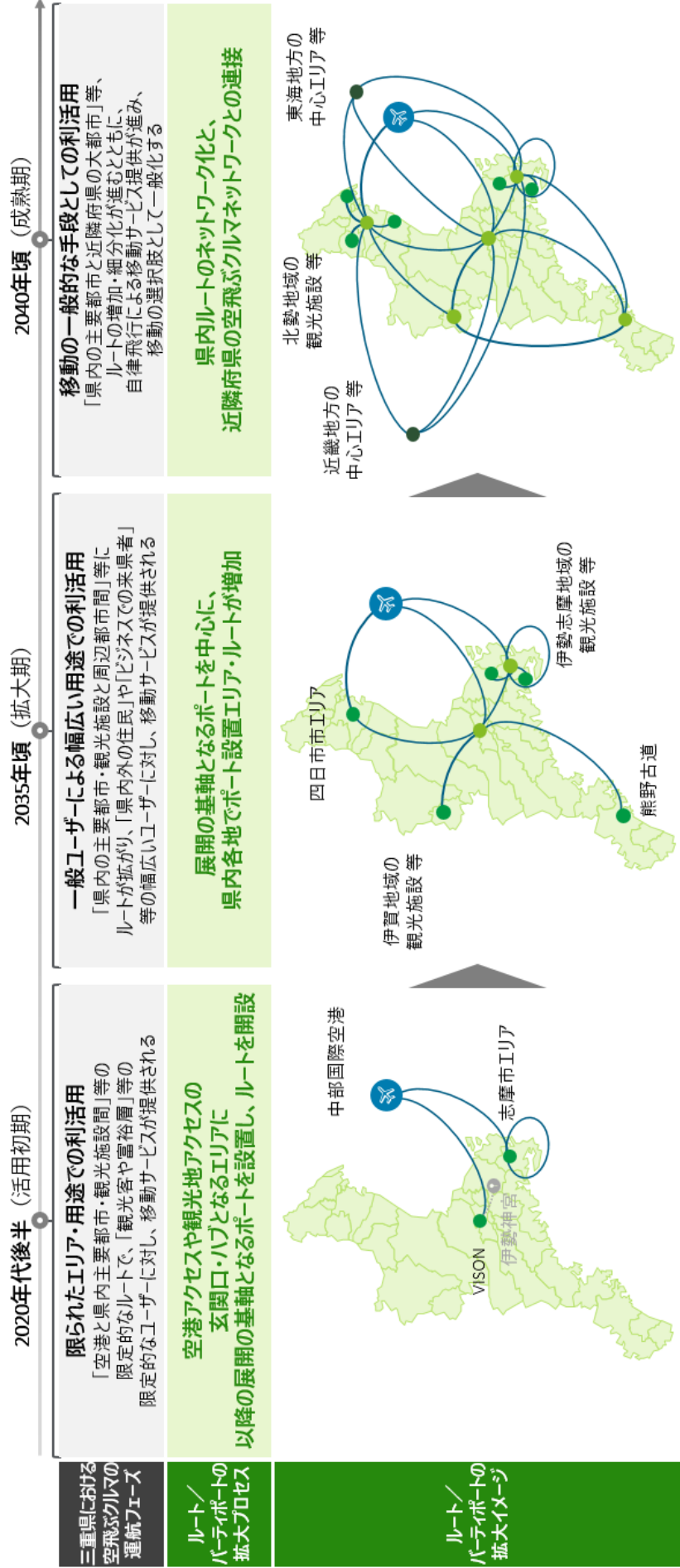
9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

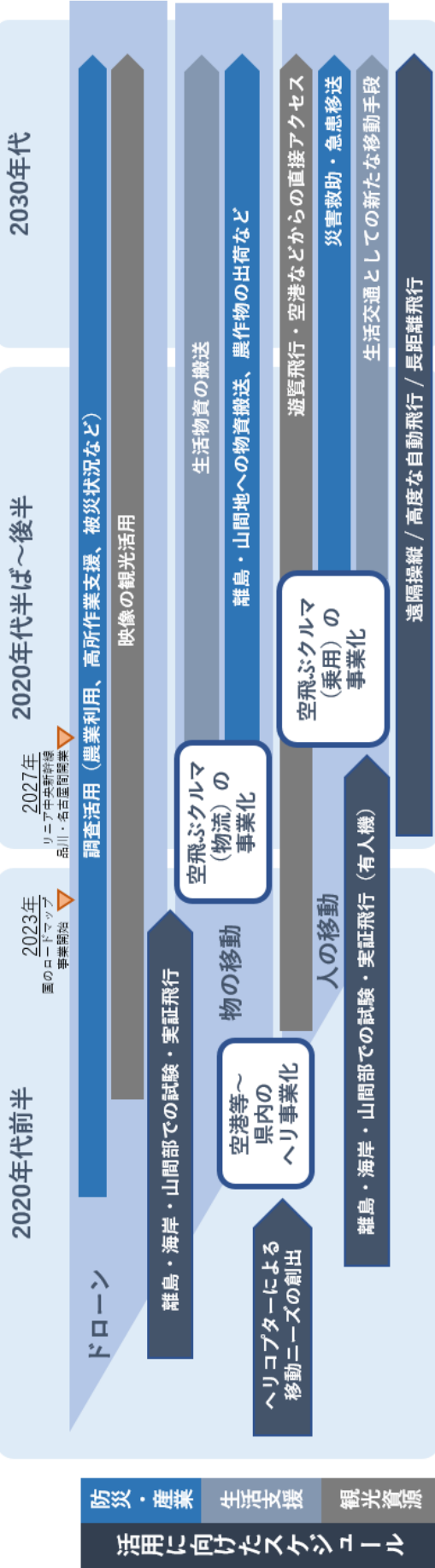
三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班 担当 | 鈴木、三野

Tel : 059-224-2227 FAX : 059-224-2078 E-mail : sougyo@pref.mie.lg.jp

令和5年度事業環境整備調査「運航フェーズ別飛行ルート・バーティポート候補エリア」



空飛ぶクルマ三重県版ロードマップ



防災・産業 生活支援 観光資源

活用に向けたスケジュール

